

<注記（一般勘定）>

(1) 重要な会計方針

① 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、将来の予見しがたい労働災害等に係る調査研究業務への柔軟な対応を確保する観点から困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

② 減価償却の会計処理方法

I 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 8～18 年 |
| 構築物 | 10～12 年 |
| 機械及び装置 | 4 年 |
| 車両運搬具 | 5 年 |
| 工具器具備品 | 3～5 年 |

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

II 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5 年）に基づいております。

③ 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

④ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、

独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法

⑥ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

平成26年3月末の10年もの国債の利率を参考に0.640%で計算しております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 貸借対照表関係

① 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

7,668,535 円

② 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

363,247,087 円

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

① 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定

180,791,120 円

② 重要な非資金取引

寄附の受入による資産の取得

4,120,200 円

(4) 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち、568,870円は、国からの出向者に係るものです。

(5) 金融商品関係

① 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|--------------|--------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 180,791,120 | 180,791,120 | - |
| (2) 未収金 | 52,031,439 | 52,031,439 | - |
| (3) 未払金 | (34,963,207) | (34,963,207) | (-) |

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」において、「労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とする」とされております。

<注記（社会復帰促進等事業勘定）>

(1) 重要な会計方針

① 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、将来の予見しがたい労働災害等に係る調査研究業務への柔軟な対応を確保する観点から困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

② 減価償却の会計処理方法

I 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 3～50 年 |
| 構築物 | 4～42 年 |
| 機械及び装置 | 3～15 年 |
| 車両運搬具 | 5 年 |
| 工具器具備品 | 3～20 年 |

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

II 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5 年）に基づいております。

③ 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

- ④ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
- ⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
先入先出法による原価法
- ⑥ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法
政府出資の機会費用の計算に使用した利率
平成26年3月末の10年もの国債の利率を参考に0.640%で計算しております。
- ⑦ リース取引の処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑧ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 貸借対照表関係

- ① 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額
61,483,423 円
- ② 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額
374,875,004 円

(3) 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は791,061円であり、当該影響額を除いた当期総利益は94,005円であります。

(4) キャッシュ・フロー計算書関係

① 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定

662,708,130 円

(5) 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち、889,772円は、国からの出向者に係るものです。

(6) 金融商品関係

① 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおり
であります

(単位：円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|---------------|---------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 662,708,130 | 662,708,130 | - |
| (2) 未収金 | 22,638,236 | 22,638,236 | - |
| (3) 未払金 | (246,091,928) | (246,091,928) | (-) |

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳
簿価額によっております。

(7) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの。

① 資産除去債務の概要

当法人は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）に基づき、RI 施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について資産除去債務を計上しております。

② 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から 14 年間、割引率は 1.349%（国債利回り）を採用しております。

③ 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------------------|--------------|
| 期首残高 | 13,575,048 円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | — 円 |
| 時の経過による資産除去債務の調整額 | 183,127 円 |
| <u>資産除去債務の履行による減少額</u> | — |
| 期末残高 | 13,758,175 円 |

(8) 不要財産に係る国庫納付等関係

① 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資産名称：土地
用途：宅地
場所：東京都清瀬市梅園一丁目 617 番 12
面積：769.32 m²
帳簿価額：93,856,948 円

② 不要財産となった理由

清瀬市長から市道拡幅のため土地の一部の譲渡要望を受け、有償譲渡したため。

③ 国庫納付等の方法

譲渡収入による現金納付

④ 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

104,627,520 円

⑤ 国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額

なし

⑥ 国庫納付等の額

104,627,520 円

⑦ 国庫納付等が行われた年月日

平成 26 年 3 月 17 日

⑧ 減資額

93,856,948 円

(9) その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の
「各法人等について講ずべき措置」において、「労働安全衛生総合研究所及び労働者
健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とする」とされております。